登録票(許可証)再交付申請

|  |  |
| --- | --- |
| 事　　項 | 登録票（許可証）を破り、汚し、又は失ったとき |
| 根拠法令 | 施行令第36条施行規則第11条の３ |
| 提出部数 | １部提出（松本市保健所） |
| 添付書類 | 破り又は汚した登録票 （許可証）紛失の場合は理由書 |
| 手数料 | 4,000円（現金） |

登録票（許可証）再交付申請書

|  |  |
| --- | --- |
| 登録（許可）番号及び登録（許可）年 月 日 | 第　　　　　　　号　　　　　　　年　　月　　日 |
| 製造所（営業所、店舗、主たる研究所） | 所 在 地 |  |
| 名　　称 |  |
| 再交付申請の理由 |  |
| 備　　　　　　　　考 |  |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  上記により、毒物劇物 | 一般農業用品目特定品目 | 販売業登録票 | の再交付を申請します。 |

　　　　　　　年　　　月　　　日

 住　所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

 氏　名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

　　松本市長　様

（注意）

　 １ 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

　 ２ 字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。

　 ３ 附則第3項に規定する内燃機関用メタノールのみを取り扱う特定品目販売業に

　　あつては、その旨を備考欄に記載すること。